- (1) 午前の部 9時~13時
- (2) 午後の部 13時~17時
- (3) 夜の部
- 17時~21時

但し、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

使用料

第9条 管理者は使用を許可した場合、会館維持費として使用料を徴収できる。 使用料は別に定め、改訂は総会の議決をもって行う。

使用上の注意事項

第10条 使用者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1)申請者以外の使用を禁止する。 (又貸し禁止)
- (2) 火気及び戸締まりに十分気を付ける事。
- (3) 近隣居住者に迷惑を及ぼす行為をしない事。
- (4) 許可なく、備品類を他に持ち出さない事。
- (5) 許可なく、会館に改造又は変更を加えない事。
- (6) 使用後は、掃除を行い、設備又は備品を現状に戻す事。
- (7) 使用の際出たゴミ類は、必ず持ち帰る事。

損害賠償

第11条 管理者は、使用者が会館設備又は備品類を破損した場合は、実費弁償させる ことが出来る。

防火管理者の任命

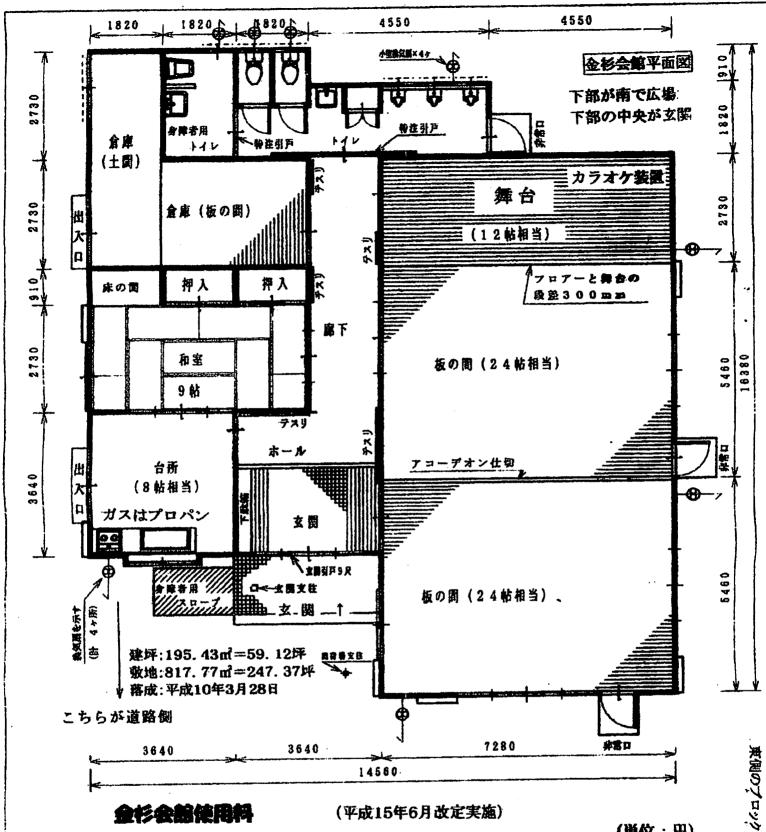
第12条 管理者は、防火管理者(消防法第8条に基づく有資格者)を任命し、火災 予防に努めなければならない。

この規則に定めなき事項について

この規則に定めなき、実施細目等必要事項については、その都度管理者が 定めることが出来る。

付 則

この規則は、平成10年4月12日より実施する。



1区分=4時間	町会員	会員以外	営利目的
①舞台付広間	1,600	3,200	8,000
②南側の広間	1,000	2,000	5,000
③和室	1,000	2,000	5,000
④厨房	1,000	2,000	5,000
全 館 使 用	4,600	9,200	23,000

)
)

「友の会」の月2回目以降の使用料は上記の ※但し、「農家組合」、 町会員料金の半額とする。(①はカラオケ使用料を含む。)

※使用時間は「原則9~21時」とし、上記4時間は(午前9~13時)、(午後13時~ 17時)、(夜17時~21時)の3回制とする。(但し町会長が認めたときはこの限りでない)

-22-